

平成30年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	91	※ 課程 (障害種別)
学校名	福岡県立鞍手高等学校 豊翔館	全日制 (定時制) 通信制 ()

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

《教育目標》

情報化、国際化や少子高齢化など、社会の大きな変化に対応するため、また生徒たちの夢や志を実現させるために、創造・友愛・自立の校訓のもと、自ら判断し行動できる人間を育成する。

また、社会のルールを守り、社会のマナーを身につけた、心身ともに健康な人間の育成を目指す。

《重点指導目標》

- 基礎・基本を身につけさせ、生徒一人ひとりの学力を向上させるとともに、社会に役立つ力を身につけさせる。
- 基本的生活習慣を確立させるとともに、社会のルールを守り、社会のマナーを身につけた生徒の育成を図る。
- 生徒の能力・適正に応じた進路決定ができる力を身につけさせる。
- 心身を鍛え、健康を保持増進できる実践力を身につけさせるとともに、力を合わせて美しい学校を創る態度を育てる。
- 自他を大切にし、心豊かで思いやりのある行動ができる力を身につけさせる。

教育活動の中で、「いじめは人間として絶対に許されない行為であり、また学校の教育目標を達成するためにも絶対に許されない行為である。」という認識のもとに、いじめ防止のための目標を定める。

(1) いじめ防止のための学校基本方針

すべての教職員が、「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」という視点にたち、いじめ防止対策がすべての生徒に関係する問題であることを認識する。いじめの未然防止や早期発見に努めるとともに、いじめが起きたときの対応等を組織的・計画的に行うこととする。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、生徒理解を深め心豊かで安全・安心な学校づくりをめざす。

(2) いじめの防止のための重点目標

- いじめ対策委員会を中心にいじめ防止対策の年間計画を策定し、いじめ撲滅に向けて、すべての教職員で取り組む。
- 生徒の状況を把握するために、校内巡視及び教育相談体制を充実させ、情報の共有化を図り、いじめを生まない学校環境づくりに取り組む。
- わかる授業を実施、道徳教育や体験活動を充実させるなど、心が通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、自他を大切にできる態度や能力を育成する。
- いじめ防止や早期発見のために保護者との連携強化を図り、学校・家庭・地域が一体となって、生徒を見守る環境をつくる。
- いじめを確認した場合は、一人の教職員が抱え込むことがないように、組織的・計画的に、さらには迅速に対応し、被害生徒を守り抜き、いじめを許さない姿勢を明確にする。また、加害生徒及び保護者に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) 基本的な考え方

未然防止の基本的な考え方は、生徒が集団の一員としての自覚や自信をもち、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、互いを認め合う人間関係の中で、安心安全な学校生活を送ることができるような環境づくりを進めていくことである。そのような環境の中で、自他を認める態度や能力を育み、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築くことが必要である。

(2) 具体的な取組

① いじめについての共通理解

- ・学校いじめ防止基本方針を教職員に徹底し、生徒・保護者にも周知することで共通理解を深める。
- ・朝礼、職員会議および研修会等で生徒の動向について情報交換を行い、常に共通認識をもつ。
- ・教職員の共通認識を図り、安心安全な学校づくりを実現するために年間4回の職員研修会を実施する。研修会が形骸化しないために、取組の点検・評価を行いながら実施する。
- ・発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る。
- ・全校集会やHR活動でいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気づくりを行う。
- ・学校生活アンケート（毎月1回）を実施・分析し、生徒の変化を見逃さないようにする。

② 教職員と生徒・保護者との人間関係の構築

- ・朝や放課後の門立ち指導、昼休みの校内巡視等で生徒に声かけを行い、コミュニケーションを図り、生徒の状況を把握しておく。
- ・生徒の状況に応じた授業内容を工夫し、わかる授業を実践する。そのために年間3回の公開授業を実施し、教師の授業力を向上させる。
- ・家庭訪問週間（6月）や個人面談、保護者懇談会等を活用し、生徒・保護者との良好な人間関係を構築し、情報が得やすい状況をつくる。

③ 自他を認める集団づくり

- ・人権教育や言語活動を充実させ、授業やHR活動を通して自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する能力を育てる。
- ・学校行事や生徒会活動の意義を理解させ、主体的に取り組むように工夫し、集団の一員としての自覚や自信を育てる。
- ・非行防止学習や保健講話等の外部講師による指導で、命の大切さを理解させる。
- ・ボランティア体験や勤労体験等で、地域の方々との交流を通して、人間関係の大切さを学ばせ、社会性を育てる。
- ・地域の小学校との交流を深め、人間性の向上に努める。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめは、気づきにくい形で行われることを認識し、常にいじめに関する危機管理意識をもち、日頃から生徒の観察、見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員間で積極的に情報交換を行い、情報を共有する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ① 生徒の些細な変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること

（2）いじめの早期発見のための措置

① 教職員

- ・職員研修会や事例研究を通して、生徒の些細な変化に気づく力やいじめを見抜く力を高める。
- ・個人面談、保護者会及び家庭訪問等を通して、教育相談を積極的に行い、生徒の状況を把握し変化に対応する。
- ・学校生活アンケート（毎月1回）やいじめアンケート（各学期1回）を実施する。
- ・生徒動向確認会議で情報を共有し、取組体制が機能しているか、定期的に点検する。
- ・インターネットや携帯電話を利用したいじめの早期発見のため、積極的にネットパトロール等の情報収集を行う。

② 生徒

- ・いじめに関する情報がある場合、積極的に教職員に相談する。
- ・学校生活アンケート、いじめアンケート（各学期1回）を活用し相談する。
- ・保健室前に設置している教育相談ポストや『いじめ相談 24 時間ダイヤル』を利用する。（『いじめ相談 24 時間ダイヤル』は事前に周知しておく。）
- ・生徒会や委員会活動による「いじめ未然防止」活動を行う。

③ 保護者、地域

- ・いじめ防止基本方針や家庭用チェックリストで学校の取組内容を理解し、いじめに対する意識を高める。

- ・保護者会や家庭訪問を通して、学校と情報を共有し連携を密にする。
- ・地域からの情報を収集する。

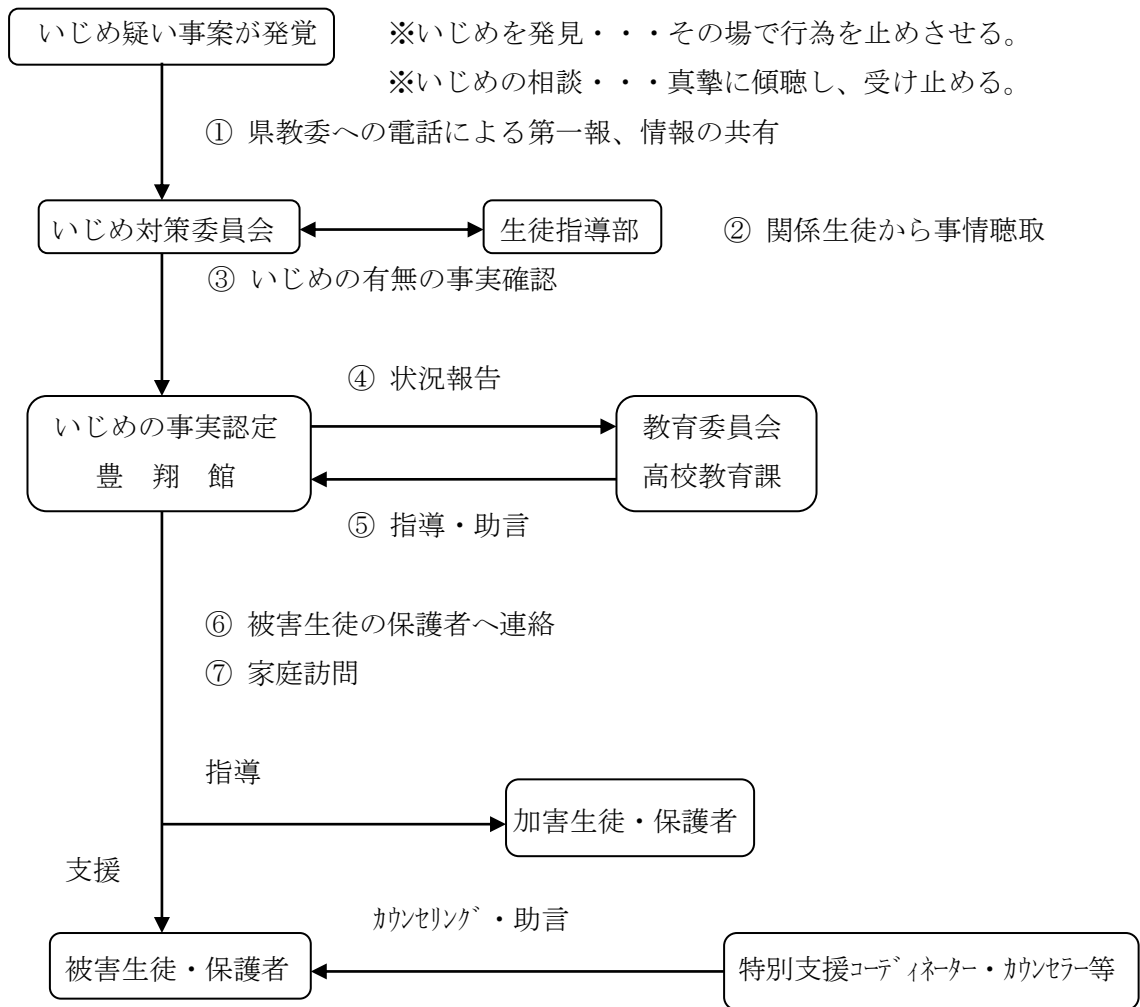
4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

- ・いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条に基づき設置するいじめ対策委員会を活用し行い、計画的・組織的、かつ迅速に対応する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ・心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲も反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒の理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
- ・インターネットや携帯電話等を利用したいじめに対しても適切に対応する。
- ・被害生徒またはいじめを相談してきた生徒を守ることを第一に考え、加害生徒には教育的な配慮をしつつ、毅然とした態度で指導する。
- ・指導に際しては教職員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら社会性の向上や人間的成長に主眼を置き指導していく。
- ・いじめの内容が犯罪行為に類するもの、または重大な事態と判断されるものについては、教育委員会の指示を受けながら、警察等の関係機関・専門機関と連携して対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめの疑いのある事案を把握した際は、県教育委員会へ電話で第一報を入れるとともに、職員間で情報の共有を図る。



※いじめられた生徒、情報を提供した生徒の安心・安全を確保すること。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・被害生徒から事実関係の聴取を行い、家庭訪問により迅速に保護者への説明を行う。
- ・被害生徒の自尊感情と保護者の心情に配慮しながら対応し、被害生徒の安全・安心を確保することを約束する。
- ・被害生徒が信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添える環境をつくり、安心感を与える。
- ・必要に応じて、出席停止や保健室登校等の措置をとり、また専門機関の協力を得ながら被害生徒の心のケアを行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続的に面談やカウンセリングを実施し、注意深く見守る。保護者へも定期的に情報を提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・加害生徒への事情聴取を行い、いじめの事実を確認した上で、いじめをやめさせる。いじめ対策委員会を中心に対応し、再発防止策を講じる。教育上必要がある場合、懲戒を加えることもある。
- ・確認した内容を保護者へ連絡し、理解を得た上で連携しながら適切に対応していく。
- ・加害生徒への指導は毅然とした態度で行うが、いじめの背景にあるものを明確にし、その要因を

取り除いてやるとともに、加害生徒が人間的に成長できるような観点で指導する。

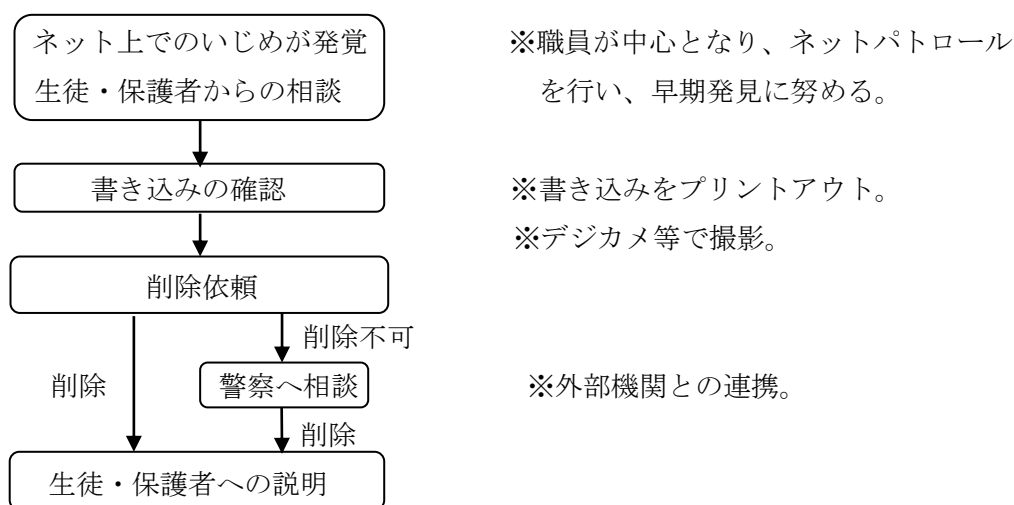
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて出席停止の措置をとり、警察と連携を図りながら指導する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできないまでも、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ・いじめに同調していた生徒に対しても、いじめと同じ行為であることを理解させ指導する。
- ・加害生徒と被害生徒の関係修復だけでなく、集団との関係も修復するように、互いを認め合う人間関係を構築する集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめの特徴は不特定多数の者から、24時間誹謗中傷が行われることである。誰でも、どこからでも利用することができるため、簡単に被害者にも加害者にもなる。また、大人の目の届かない空間で行われ、ネット上に一度流出した情報は回収が難しく、実態把握が難しい。したがって、日頃から教職員、生徒及び保護者ととも情報モラル教育を充実させ、外部機関の協力を得ながら正しい情報の取り扱いについて学習することが大切である。



(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の

期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

・いじめの解消の判断

いじめの解消については、上記2要件が満たされていることをいじめ防止対策委員会で確認・協議した上で、校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手

※「いじめ防止対策推進法第28条」および「いじめ防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査の主体

学校主体または教育委員会

※重大事態への対処及び同種の事態の発生防止の十分な結果が得られない場合、または学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は教育委員会主体で調査を行う。

② 調査を行う組織

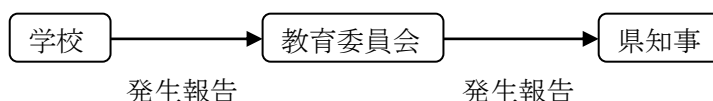
専門的知識を有する者で当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係のない第三者を参加させることで公平性・中立性を確保する。

③ 調査内容

いじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校や教職員がどのように対応したか、を可能な限り網羅的に明確にする。

※いじめの結果ではない、重大事態とはいえない、と考えたとしても報告・調査等にあたる。

重大事態の発生は、教育委員会を通して、県知事に報告する。



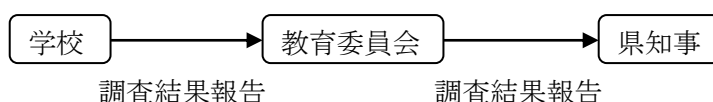
(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査により明らかになった事実関係について、プライバシーの保護に配慮するなど個人情報に十分配慮し、いじめを受けた生徒の保護者へ提供する。その後、定期的に経過報告を行う。

② 調査結果の報告

調査結果は、教育委員会を通して、県知事に報告する。その調査結果には、防止策を付記する。



※いじめを受けた児童生徒及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の所見をまとめた文書を添えて送付する。

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめ防止対策推進法 第22条に基づき、いじめ防止対策のための組織を置くものとする。本校においては、この組織を「いじめ対策委員会」とする。具体的な役割・機能は、

- ① 学校基本方針に基づき、具体的な取組を実施するために年間計画を作成し、実行・検証等を行うための中核となる。
- ② 未然防止・早期発見のための相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いのある情報や生徒の行動に関する情報を積極的に収集し、記録・共有する。

④ いじめまたはいじめの疑いのある情報を得た場合は、緊急会議を開き、学校いじめ防止基本方針に基づき、組織的に対応する。

⑤ その他、いじめに関する事項について中心的な役割を果たすこととする。

【管理職】

- ・いじめ防止に関する組織の方針や方向性を示し、円滑な運営を行う。
- ・いじめ防止の取組状況を確認し、必要な指導・助言を行う。
- ・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談ができる体制の整備を行う。
- ・教育相談体制の定期的な点検・整備を行う。

【生徒指導主事】

- ・いじめ問題について、校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめに関する情報収集に努め、気になる生徒や気になる事象がある場合、いじめ対策委員会を招集し、職員の共通理解を図りながら早期解決に向けて取り組む。
- ・外部の関係機関と連絡を取り、情報交換や連携に取り組む。
- ・アンケート調査や教育相談等を計画し、実施後の評価・分析を行う。
- ・朝、放課後の門立ちや昼休み等の校内外巡視計画を策定し、実施後の評価・分析を行う。
- ・外部の関係機関と連絡を取り、いじめの早期発見に取り組む。

【教務主任】

- ・一人ひとりの生徒を大切に『分かりやすい授業づくり』を推進する。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育、言語活動及び体験活動を充実させ、教職員・生徒のいじめ防止の意識を高める。
- ・生徒の動態や出席状況等の情報提供を行い、危機管理体制を整備する。
- ・個人面談、保護者会、家庭訪問週間、職場訪問等の教育相談の効果的な計画をたてる。

【特別支援教育コーディネーター】

- ・発達障害の生徒の状況を把握し、必要な情報を教職員間で共有する体制を整える。
- ・個別相談の組織をつくる。

【人権・同和教育担当者】

- ・人権教育の観点からいじめ防止に向けた取組を取り入れ、実施する。
- ・年間の人権教育の中にいじめ防止を取り上げ、生徒の意識を高めていく。

【養護教諭】

- ・保健室利用の状況や生徒の動向については、担任と密に連携を図りながら情報の共有化を迅速に行う。
- ・不安や悩みを受容し、生徒の心の理解に努める。
- ・保健室での生徒の動向について注意深く観察し、変化が感じられるときには、話を聞くとともに、必要に応じていじめ防止委員会に情報を提供する。

【学級担任・授業担当者】

- ・クラス全体にいじめを許さない雰囲気をつくり、安心安全な学級づくりを行う。
- ・生徒観察を十分に行い、いじめを見抜く感性を磨き、気になる情報は教職員間で共有する。
- ・授業やHR活動の中で、良好な人間関係をつくり、信頼関係を構築する。
- ・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- ・教室や特別教室等の生徒が生活する場の整備点検を行い、生徒の状況に気を配る。
- ・個人面談、保護者会、家庭訪問等の機会を利用して教育相談を行う。
- ・授業中の生徒の人間関係を注視し、人間関係の変化を見逃さない。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

いじめの事案が重大事態と判断した場合、いじめ防止対策推進法 第28条に基づき、教育委員会へ報告し、重大事態に対処するとともに同種の事態の防止に資するため、適切な専門家等を加えた組織を編成する。組織の編成は、事案の性質に応じて校長が組織する。具体的な役割・機能は、

- ① 重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 客観的な事実関係を明確にする。
- ③ 外部専門機関へ相談し、重大事案へ対処するとともに、再発防止についても検討する。

【管理職】

- ・重大事案の正確な実態把握を行い、関係生徒および保護者への対応を指示する。
- ・事実内容を確認し、教育委員会や関係機関と連携を図る。
- ・調査内容に基づき、指導・支援体制の再構築に取り組む。
- ・事実確認により判明したいじめに関する情報を、速やかに教育委員会へ報告する。

【生徒指導主事】

- ・関係教職員や生徒に対して、事実関係を調査し、必要があると判断したときは警察に援助を求める。
- ・事案の検証を行い、再発防止に向けての取組を考える。

【被害生徒へ対応する教職員】

- ・被害生徒の安心安全を確保するとともに、被害生徒の不安の解消に努める。
- ・被害生徒にとって信頼できる教職員、生徒と協力し、被害生徒に寄り添える体制をつくる。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭と連携しながら被害生徒の自尊感情を高め、心のケアに努める。

【加害生徒へ対応する教職員】

- ・いじめは人格を傷つけ、生命身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自分の行為の責任の大きさを理解させる。
- ・必要に応じて、出席停止等の措置をとり、被害生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう配慮する。

【全職員】

- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つことの大切さを理解させる。また、いじめに同調していた生徒に対しても、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・クラスでいじめの話し合いを再度行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めていく。
- ・加害生徒による被害生徒に対する謝罪や関係修復でいじめの解決とするのではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことが解決の最初の一歩であると考えている。

- ・全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

7 学校評価

学校の「いじめ防止対策基本方針」に基づく取組については、以下の項目と達成目標を設定し、学校自己評価で評価するとともに、学校のホームページを活用して評価結果を公表する。また生徒の意見については、本校で行われる学校生活アンケートに、いじめ問題に関する項目を設定し確認する。

〈評価項目と達成目標〉

- いじめを許さない環境づくりに係る取組→すべての学校行事の場で「いじめ防止」意識を啓発
- 早期発見・事案対処のマニュアルの実効→いじめ問題対応マニュアルの見直しと周知
- 定期的・必要に応じたアンケートの実施→アンケートの実施と回答の丹念な点検
- 個人面談・保護者面談の実施→面談の実施といじめ等の有無や心配なことの確認
- 校内研修の実施→早期の職員研修における「学校いじめ防止基本方針」の確認

これらの評価結果については、いじめ対策委員会や学校評議員で確認し、評価項目や達成目標の妥当性と必要な改善策について議論するとともに、生徒・保護者からの意見を参考にしながら、PDCAサイクルに基づいて「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行うものとする。